

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和57年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年2月から57年1月までは12万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月21日から57年2月21日まで

長男が昭和56年\*月\*日に生まれ、産休が終わって退職した。基金からの通知書にも57年2月21日までの加入期間になっている。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している同社B営業所の退職者名簿により、申立人が昭和57年2月21日まで勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金連合会からの年金支給事務承継通知書により、申立人が昭和48年4月1日に当該事業所において被保険者資格を取得し、57年2月21日に資格を喪失していることが確認できる上、同基金の届出書が、複写式ではなかったとする事実も認められない。

さらに、厚生年金保険被保険者原票では、昭和56年8月1日現在の被保険者に対して行われる標準報酬月額の定時決定が、申立人について行われたことが確認できることから、同年2月21日に資格喪失したとする社会保険事務所（当時）の記録は不自然であり、当時の事務処理に誤りがあったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年2月21日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、57年2月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録から、昭和56年2月から57年1月までは12万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年12月1日まで

私は、昭和54年11月1日に、父が経営するA社に入社し、現在も継続して勤務している。厚生年金保険の加入記録が9か月抜けていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市（現在は、C市）にある父親の経営するA社に継続して勤務している。」と主張している。しかし、申立人の父は、「申立人が、申立期間の直前には、D区にあったE社で勤務していたことを聞いている。」と申述している上、「申立人の所在についても把握していなかった時期がある。」と申述しており、また、申立人が申立期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、同社で勤務していたものと推認することはできない。

また、オンライン記録によると、平成元年3月1日付けの資格喪失の手続が同年4月7日に行われ、健康保険証が返納されていること、及び同年12月1日付けの健康保険証再取得が、同月18日に新規の番号で行われていることが確認でき、健康保険被保険者番号の取得の時期と新しい番号との間に不自然さもないことから、A社では、オンライン記録どおりの資格取得及び資格喪失の届出を行ったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間中にA社に勤務していたこと、及び申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる関連資料を提出しておらず、当該事業所においても、関連資料等の提出についての協力が得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで  
④ 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで  
⑥ 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

昭和 33 年 11 月 1 日から 39 年 9 月 1 日までの期間のうち、農閑期となる毎年 11 月 1 日から翌年の 5 月 1 日までの期間は A 社で働いていた。勤務期間中は、給与から社会保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と親戚関係にある事業主の家族の証言から、申立人が農閑期に定期的に A 社で働いていたことが推認できる。

しかし、A 社は既に廃業している上、賃金台帳、関連資料等は廃棄されており、事業主夫婦も死亡しているため、申立人の勤務期間、勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と親戚関係にある同僚は、「申立人は事業主と親戚関係にあり、農閑期だけの期間だったことから、労働条件、社会保険の取扱いについては他の従業員と直接比較できない。」と供述している上、申立人には、申立期間の前後に A 社における厚生年金保険被保険者の記録があり、それぞれ別々の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていること、社会保険事務所（当時）が同一人について 6 回に及ぶ資格取得届のすべての処理を誤ることは考えにくいこと等を踏まえると、事業主は、親戚関係にある申立人の申立期間におけ

る就労を農閑期のみの臨時的なものとして、あえて厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。